第２号様式（第６条関係）

（被保護者用）

住宅扶助費代理納付申込書

年　　月　　日

高知市福祉事務所長宛

住　所

氏　名

電話番号

　私は，裏面の「住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項」を了承の上，下記の理由により，　　年　　月から住宅扶助費代理納付を申し込みます。

　なお，住宅扶助費代理納付の実施に必要な範囲において，私に係る情報を家主等に提供することに同意します。

　また，代理納付が実施され，私に係る住宅扶助費が「住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振替依頼書」を提出した家主等に支払われた場合には，住宅扶助費を受領したものと認めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家主等 | 氏名  （会社名） |  |
| 住所  （所在地） |  |
| 家賃等・共益費  の金額 | | 円（月額）  （内訳　家賃等：　　　　円，共益費：　　　　　円） |
| 契約期間 | |  |
| 代理納付を必要とする理由 | |  |

※　賃貸借契約の内容については，賃貸契約書の写しをもって代えられます。

※　申し込みをする際には，同時に「住宅扶助費代理納付依頼書兼口座振替依頼書」の提出が必要です。

住宅扶助費代理納付の実施に関する留意事項

１　　住宅扶助費代理納付（以下「代理納付」といいます。）をすることができる金額は，当月分の住宅扶助費（福祉事務所長が認定した家賃相当額をいいます。以下同じ。）及び共益費です。実家賃の不足分や過去の滞納分には充当できません。また，家賃相当額が住宅扶助限度額を超える場合は代理納付の対象になりません。

２　　住宅扶助費が全額支給されていない場合は，共益を含めて代理納付はできません。また，福祉事務所長が代理納付をすることが適当でないと判断した場合も代理納付はできません。

３　　代理納付の振込みは，個別の契約内容に関わらず，毎月の生活保護費の支給日に行います。

４　　保護の変更，停止又は廃止により代理納付ができなくなった場合は，家主等及び被保護者に通知します。

５　　代理納付の実施にあたり，家主等に対し福祉事務所が代理納付以外の責を負うことはありません。